

平成29年

第5回国立市農業
委員会総会議事録

国立市農業委員会

平成29年第5回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 平成29年5月26日 午前10時開会
午前11時45分閉会

2. 場 所 国立市役所 北庁舎 1階 第七会議室

出席者

- | | | |
|-----------|----------|-----------|
| 1. 石井 伸之 | 2. 遠藤 久 | 3. 北島 薫 |
| 4. 北島 義昭 | 5. 佐藤 英明 | 6. 佐藤 満雄 |
| 7. 澤井 正志 | 8. 杉田 和男 | 10. 堀江 正明 |
| 11. 柳澤 一彦 | | |

事務局

事務局長 三澤 英和 農政係長 高橋 壮一

農政係主事 冷水 英介 嘱託員 奥田 幸子

3. 議事録署名委員の指名

4. 議題

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書 | 3件 |
| (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 | 1件 |
| (3) 生産緑地にかかる農家の主たる従事者についての証明 | 1件 |
| (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明 | 1件 |

5. 協議事項

- (1) 稲作体験学習会について
- (2) 第37回農業後継者顕彰事業の実施及び第57回企業的農業経営顕彰事業の実施について

6. 報告事項

- (1) 農業体験学習に関する研究について調査・ご協力のお願について
- (2) 内田農業振興会第51回農業功労者表彰候補の推薦について

7. その他

【柳澤会長】 定刻になりましたので、農業委員会5月総会を始めます。今日の議事録署名は澤井正志さんと杉田和男さん、お願いします。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書、3件お願いします。

【事務局長】 第4条の転用届出についてご説明申し上げます。本日の配付資料1ページ、番号1、議案番号5、届出者はごらんのとおりになっております。土地の所在地番・地目・面積・転用の計画・内容は、ご覧のとおりです。周囲の状況につきましては、ちょうど都立府中西高校の東側になります。まず1件目の届出、届出2件目、届出3件目は、いずれも隣接地となっております。続きまして、4条の届出、番号2、議案番号6、届出者・土地の所在地番・地目・面積・転用の計画・内容は、ご覧のとおりです。周囲の状況も先ほどと同様です。続きまして番号3、議案番号7、届出者・土地の所在地番・地目・面積・転用の計画・内容は、ご覧のとおりです。ご説明は以上です。

【柳澤会長】 この担当は北島薫さん。

【北島（薫）委員】 現状としては、独立した田んぼで、転用しても問題ないと思います。

【柳澤会長】 よろしいですか。質問はありませんか。

【北島（薫）委員】 これは多摩青果の駐車場ですね、予定としては、今ある駐車場の東側にできます。ただ1件だけ心配な点は、これ、水路が通っているので水路をどうするのか。真ん中暗渠を造成するのか、それだけです。

【柳澤会長】 はい、ではこの件はよろしいですか。

「はい」の声あり。

【柳澤会長】 はい、それでは、(2)の農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書についてお願いします。

【事務局長】 事務局です。ご説明申し上げます。番号1、議案番号9、届出者・土地の所在地番・地目・面積・転用の計画・内容は、ご覧のとおりです。賃貸借関係はございません。説明は以上です。

【柳澤会長】 では、堀江さんご報告をお願いします。

【堀江委員】 見てきました。両脇に家が建っていますが、ここだけ独立した畑になっており、整地されています。

【柳澤会長】 はい、ではこの件はよろしいですか。

「はい」の声あり。

では、3番目、生産緑地に係る農家の主たる従事者証明について。

【事務局】 はい。9ページ目をおめくりください。生産緑地に係る農家の主たる従事者についての証明願です。申し出者・申請地はご覧のとおりです。以上でございます。

【柳澤会長】 これは説明を佐藤さんお願いします。

【佐藤（満）委員】 水路側の土地となりますが、ほかの水路も確保されていますし、支障ないと思います。

【柳澤会長】 では、3番、よろしいですね。

「はい」の声あり。

4番目の相続税の納税猶予に関する適格者証明。

【事務局】 はい。申請者・被相続人に関する事項・農地等の相続人に関する事項・申請地はご覧のとおりです。こちらは先日、会長、職務代理、そして担当の地区の委員様、事務局で現地を検分いたしました。確認をいたしました。営農確約書もいただいており、引き続き肥培管理、耕作を行うという意思を確認いたしました。よろしくお願いいたします。

【柳澤会長】 では、これは同じく佐藤さんの担当ですよ。

【佐藤（満）委員】 確認しました。現状は問題ないです。面積要件はどうでしたか。

【事務局】 面積要件について都市計画課で確認いたしました。隣の田と一緒に登録をされているということなので、こちら問題ございませんでした。

【柳澤会長】 では、これも同意、承認します。協議事項に入ります。(1)の稲作体験学習会。

【事務局】 事務局よりよろしくお願いいたします。稲作体験学習会の協力について、本年も教育長より依頼がございました。19ページをご覧ください。稲作体験学習（田植え）実施予定等となっております。こちらは児童数が昨年度より増加をいたしました。各時程はご覧の通りです。児童の動線の確認をお願いいたします。最初に斜め斜線のところで児童がオープニングセレモニー、そこから圃場の東側を回って、田んぼに入って、そこからまた戻って、西側を下って抜けるということになります。丸印は土嚢でございますので、こちらで足を洗わせて、極力城山さとのいえのインターロッキング等を汚さないように声かけをみんなで行っていきたく思います。あぜ等にも乗らないようにということで指導します。よろしくお願いいたします。続きまして、児童と委員の配置図になります。児童の多いところでできるだけ人を多く配置いたしましたので、ご確認をよろしくお願いいたします。続きまして、昨年の稲作体験学習会の反省点としまして、申し送り事項を記載しております。1点目が、第四小学校の作業についてということで、第四小学校、2校時目に毎年配置をしております。と申しますのは、城山さとのいえから一番遠いところからバスで来て、そして帰りが毎年、給食に間に合うかどうかということで、時間の制限が厳しい中で来ていただいているようなので、四小さんが来次第、1校時が終わっている方は、待ち合いのところまで迎えに行き、四小の生徒に声をかけて、他の10時台の小学校に先んじてやっていただいて、先んじて帰すようにということで、皆さんの協力をお願いしたいということでございます。四小さんにつきましては、係にかかわらず、配慮をよろしくお願いいたします。2点目です。昨年動線がイメージしたところと行かなかったところがございます。下に簡略な地図とございますが、動線を書かせていただきました。城山さとのいえの東側広場から子どもたちが流れてくるというふうに、昨年、農協青壮年部さんの使った体験水田の東側を回って、この「駐車禁止」と書かれているところを通過して、体験水田に入るということなのですが、困ったことと致しまして、昨年度は農家の皆さまの軽トラックが田んぼに接続されていたので、その軽トラックをよけたため、一列にまっすぐ子どもたちが来られないかということがあり、素早く移動させることが難しかったので、本年は皆様の軽トラックを反対側に駐車していただき、動線を確保していただけるとありがたいです。また、本年は最初から児童にはだして行き帰りさせるということになりましたので、この動線をお示ししたところに、皆様でガラス片ですとか、缶の先ですとか、何か危険なものがないかなという点検というものもあわせて意識をしていただければありがたいです。申し送り事項は以上です。続きまして、25ページ、稲作体験学習会事業拡充プランということで、昨年度末にA、B、Cプランをお示しいたしました。本年度もお申し込みいただきましたのが、ゲストスピーカープランと調理実習への委員訪問となっております。皆様には、前半でございま

すので、ゲストスピーカーのほうにご参集をお願いいたします。26ページをご覧ください。こちらの表に、取りまとめをさせていただきました。6月12、13の田植えですっかりお疲れのところを、また翌日からのご出講、よろしくをお願いいたします。表にございますように、第五小学校から第三小学校まであります。校時数とそれから事務室に集合する時間がございますので、この時間には担当の学校の事務室にいていただきますよう、お願いいたします。小学校の駐車場が1台ぐらいしか用意できないということですので、お近くの小学校でしたら、自転車で行っていただき、あとは遠くの小学校でしたら、当日担当の方の車で、1台に乗り合わせて行っていただけますと大変ありがたいです。よろしくをお願いいたします。続きまして、授業内容です。授業内容45分間のうちに、稲作の一連の流れということで、稲作のことが紙芝居のように、これが何をしているところですよということをして15分程度お話しただいて、質疑応答を受けながら説明していただくのが前半です。中盤が、農家さんへの質問コーナーで、農家さんの1日、何時に起きて、こういうお仕事の日ですよというお話やご苦労ですとか、喜びですとかをお話しただくコーナーと、時間に余裕があれば、国立農業クイズのようなことをしてみたいと思います。1は、農家の皆様でやっていただいて、2、3は事務局の司会で授業を進めるという形になりますので、イメージをよろしくをお願いいたします。米印2点目、第一小学校様に草取りというお申し出をいただいております。7月18日の5校時、午後1時半から2時15分の間に、草取りに行かせたいというふうに希望されておりますので、こちらでよろしければお受けいたします。どなたかお二人くらいこの日をお願いできたらありがたいです。

【柳澤会長】 この件に関して。

【北島（義）委員】 先ほど言われた7月18日の草取りなのですが、目をつつくような心配があるのですが、その辺は十分気をつけてやりたいと思うのですが、どうでしょうか、皆さん。

【佐藤（英）委員】 では、私が行きます。そして、草取り、北島（義）委員がおっしゃったとおり、目には十分注意しまして、ケースバイケースで、場合によったら田んぼの生きもの調査みたいな感じで、そこに生きているものとか、そういったことも説明したいと思います。

【事務局】 ありがとうございます。先方には草取りにふさわしい服装と帽子着用、タオル自参で来ていただきたい旨、草が目に入る危険性があることも伝えておきます。

【柳澤会長】 はい、稲作体験授業の拡充プランに関しては、よろしいですか。

今も苗植えのところは草も生えてないように伺いますので、このままずっと当日まで草取りしないでいいと思いますので。はい、それでは次に移ります。（2）第37回農業後継者顕彰事業の実施及び第57回企業的農業経営顕彰事業の実施について。

【事務局】 はい。事務局よりお願いいたします。27ページ以降をおめくりください。東京都農業会議より、第37回農業後継者顕彰事業の実施についてということで、案内が来ております。過去の受賞者がございますので、このリストに載っていない方で、条件に該当する方をご推薦いただけますよう、よろしくをお願いいたします。

【柳澤会長】 では、後継者顕彰のほうから行きましょうか。坂下にAさんがいましたね。Aさんに当たってみてください。

【事務局】 はい、承知しました。続きまして、30ページ目をおめくりください。第57回企業的農業経営顕彰事業の実施についてということで、こちらも推薦をお願いいたします。候補者の中に載られていない方で推薦に値する方のご推薦を、よろしくをお願いいたします。

【柳澤会長】 候補者はいますか。四軒在家のBさんのところ、いかがですか。

【北島（薫）委員】 いいじゃないですか。他に候補者いないようでしたら。

【柳澤会長】 では、Bさんに私が当たってみます。

【事務局】 お願いいたします。

【柳澤会長】 はい。それでは（3）の報告事項をお願いします。

【事務局】 はい、お願いいたします。37ページをおめくりください。一橋大学大学院生Cさんという方が、農業体験が教育にどのように生かされているかということの研究されており、当市でもお世話になっているこの方の指導教官のご依頼によりまして、教育委員会より「農業体験学習に関する研究について調査・ご協力のお願い」という通知が来ております。事務局でこの依頼をお受けすることにいたしました。つきましては、この方が稲作体験学習会にいらっしゃるということをご承知おきください。以上でございます。

【柳澤会長】 はい、これは直接、皆さんのところにお話を伺いに行くとかという事があるのですか。

【事務局】 そうですね。事務局には国立の農業ですとか、この事業がどのような経過で興って、今日まで続いているのかというインタビューをしたいというふうには来られているのですが、皆さまからも何かお話をしていただければ、大変ありがたいです。

【柳澤会長】 では、ご協力のほど、よろしく申し上げます。はい、では（2）をお願いします。

【事務局】 はい、お願いいたします。（2）内田農業振興会第51回農業功労者表彰候補の推薦について、39ページをおめくりください。こちらの農業振興会より依頼がございまして、JA東京みどり昭島本店に確認をいたしまして、今年度は国立市は該当していないということでしたので、該当者なしということで、ご報告を申し上げます。

【柳澤会長】 ありがとうございます。それでは、（4）のその他について、お願いします。

【事務局】 資料はございません。口頭で申し上げます。3点ほど、よろしく申し上げます。

1番目。相続税の納税猶予に関する適格者証明の現地視察につきまして、昨年度までは農業委員様全員にお声がけをして、全員で集まって圃場の視察ということをしていたんですけども、事務改善の一環といたしまして、今年度より会長、職務代理、事務局と地区委員さんに調査に来ていただくということで、調査人数を縮小いたしますので、ご確認をよろしく申し上げます。2点目です。平成29年度新規就業奨励事業に係る新規就業者の推薦について。結果報告でございます。先月、E様をご推薦いただきまして、地区委員の遠藤様と会長と事務局でご挨拶に伺い、お受け頂きましたので、ご報告を申し上げます。3点目でございます。最後になります。「農業委員会だより」第46号ということで、発行いたします。お手元にお配りした前回の改選時の号を参照ください。巻頭に新会長のあいさつ、下に田中委員より農業体験の田植えの写真の許可とコメントいただきます。中面に新農業委員さんのご紹介、あわせて農業委員の仕事をリストアップしたものと、それから城山さとのいえよりというご案内の記事と、平成28年度の2名の認定農業者の紹介、そして農業者の皆さんへということで、記事を考えております。事務局からは以上です。

【佐藤（英）委員】 よろしいでしょうか。今の事務局からの1点目の現地確認ですが、事務事業の簡素化のために、とてもいいことだと思うんですが、1点だけ意見としまして、次回の改選から10月の農地パトロールまでの間に、もしその農地転用等での現地確認があった場合、全くの新しい人たちだけで行くと、果たしてどうなのかと。前回も先ほどの現地確認のときに、職務代理が「もう速やかに草を刈らなきゃだめだ」と仰った。そこがはっきり言えるかどうかなんですよね。ですから、1回目は全員で行っていただいて、こういう指摘をしなればいけないんだよということをご理解をい

ただいて、2回目以降は、担当地区というのも1つの手ではないかと、そういうふうに感じました。以上です。

【柳澤会長】 都合のつく方はご参加くださいでもいいのではないですか。決めつけないで。

【事務局】 そうですね。事務改善ということもございますし、全員にお声掛けと致しますと、責任の所在が曖昧になるということがございます。自分の地区だと必ず行かなきゃというお気持ちになっていただくのが事務局としては一番ありがたいところですので、誰かが行くだろうというところが一番避けたいという事情も正直、心配の種としてはございます。いただいたご意見は本当にごもっともで、慣れないところで農地転用ということをしていいのか悪いのか、どういう指摘事項をしたらいいのかということも本当にあると思いますので、最初のうちは本当に丁寧に、できるだけたくさんの人にかかわっていただいて、引き継ぎ等もし可能であればしていただきながら、こういったやり方で現地視察、事務処理をするということで、周知して引き続いていかせていただければと思いますので、よろしくお願い致します。

【柳澤会長】 その他、事務局から何かございますか。

【事務局】 はい、よろしいでしょうか。 まず生産緑地法の改正に係る市の対応について、情報提供をさせていただきたいと思います。 2月10日に閣議決定され、4月28日に第193回国会で成立しました、都市緑地法等の一部を改正する法律案ですが、こちらに関連して、改正生産緑地法が5月12日公布されました。生産緑地地区の指定に必要な500平米以上の面積要件が、この改正法によりまして、条例を設置することで300平米にまで引き下げることができるようになりました。この件に関して、都市計画課に確認したところ、市でも面積要件の緩和に向けた動きをしていきたいということでした。

具体的には、6月に東京都から条例設置に関する説明があるということですので、こちらを受けて、6月中旬頃を目途に改正に向けた市の方向性を決めていきたいということでした。したがって、面積要件の緩和に向けては、今後、市で対応していくということですので、皆様に情報提供させていただければと思います。また、必要に応じて、都市計画課から、農業委員会に意見を求めていきたいということでしたので、あわせてご報告申し上げます。以上です。

【柳澤会長】 では300平米になるには市の条例改正をしないと、300平米にならないので、9月から検討に入るということになりますか。

【事務局】 6月中旬には農業委員会に意見を聞きたいということでした。

【柳澤会長】 6月からですね。毎年7月ごろ、生産緑地追加指定の審議があります。来年には間に合うような感じでしょうか。

【事務局】 行程をこれから詰めていきたいということでしたので、今後、方向性を定めていくということです。

【柳澤会長】 その辺りのことを各農業者に情報として入れていただければと思います。

【北島(薫)委員】 追加申請はあの時期でないと間に合わないということはあると思います。なければ、追加申請の受付時期を確定するまで延ばしてもいいのではないかなと思います。

【柳澤会長】 それは都市計画課の担当ですから。

【北島(薫)委員】 ですので、都市計画課が確定した後に追加申請の受付案内を流すというのは、どうなのかなと思ったんですけど。例えば1月から指定するに当たって、最短というか、10月までに追加申請受ければいいですよというのか、11月でもいいというのか。それによって、受け付ける

タイミングというのが変わってくると思いますので、今の時期にあえてこだわる必要はないのではないかと思います。確定した後でできるのであれば、そのほうが手を挙げる人は多いのかなという気がしたものですから。

【柳澤会長】 それはどうなのですかね。

【事務局】 例年、追加申請の時期は7月、8月頃になるかと思います。農業委員会のほうでもその時期に農業者の皆様へ通知を送っています。時期の変更については、来年度のことになりますが、そういう要望が農業委員会からあるということは、都市計画課のほうにはお伝えさせていただきます。

【石井委員】 できましたら都市計画課で詰める中で、農家の方々に説明しやすいように、スケジュールのようなものを1枚、A4で1枚で結構なのですが、できれば作っていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】 かしこまりました。調整させていただきます。

【柳澤会長】 それと、道連れ解除の緩和の件ですが、少々離れても全体が農地としてあれば良いということで、要件が緩和されたので、その辺の情報も1つ入れておいた方ががよいと思います。

【事務局】 かしこまりました。

【柳澤会長】 では次、お願いします。

【事務局】 事務局から委員にご報告です。先月の総会に引き続き、改めてご報告させていただきます。7月20日からの新農業委員の改選に向けての動きなのですが、現在、内部で事務を進めているところでございます。前回の総会でご報告した状況から、特段の新たな情報というのはないのですが、現在、6月議会で選任同意議案を提出し、任命を行うべく進めております。次回総会には、詳細をお伝えできる予定でございますので、今しばらくお待ちいただければと思います。以上です。

【柳澤会長】 はい。その他、皆さんのほうから何かありますか。

【佐藤（英）委員】 農業まつりの現在の状況について、ご報告したいのですが、よろしいでしょうか。

【柳澤会長】 はい。

【佐藤（英）委員】 日程につきましては、前回皆さまにもうご報告しましたとおり、11月11日土曜日、12日日曜日でございます。先般、第1回実行委員会が開催されましたので、その内容について、簡単にご報告申し上げます。大体内容は同じです。農業委員の皆様にかかわるものとしましては、1つは、サトイモ、ゆでたサトイモ、ふかしたサトイモなのですが、大きさとかそういう規格の問題で、ほかのものにするかもしれないという意見がございましたのが1点と、また、東京都から苗木をいただけるということでしたので、これの本数のほうをまた次回以降ご協議いただきたいと思います。今年度は新たに国立市の保健センターが加わりまして、農業まつり会場を起点・終点としたウォーキングをしたいということです。1回50人ぐらいですかね。先般も第1回目をやって、農業まつりが第4回目で最後になるそうで、そこで野菜の配布をしたいということだったのですが、野菜をただ配るのはもったいないだろうということで、近隣の畑でまだどこかわかりませんが、そういう収穫体験ができればいいのではないかとということで、まだ今はこれから調整をしたいと考えております。それが主な変更点です。なお、これでまた実行委員会が、次回7月に開催されます関係で、全ての委員に大体わかりますので、またいろいろ農業委員の皆様には、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。以上です。

【柳澤会長】 はい。その他、ありましたらお願いします。

【事務局】 もう1点よろしいでしょうか。宅地介在農地、いわゆるUターン農地の生産緑地追加指定に向けての検討状況の報告です。現在、課税課、都市計画課、農業委員会事務局の間で、宅地介在農地の生産緑地追加指定に向けて、協議を行っています。経過としては、過去の建議内容を踏まえて、生産緑地に追加指定されることが、生産緑地地区指定基準上、どのような扱いになるのかというところと、指定されたとして課税の評価がどうなるかというところについて、詰めているところです。国や東京都等にも確認して、生産緑地地区指定基準については、農地転用による除外規定を改正すれば、指定が可能ではないかと、こちらからは伝えているところですが、都市計画課と課税課からは、過去の建議の内容に沿って生産緑地には追加指定ができないと言われていました。また、指定できたとしても、過去に両課から固定資産税評価基準に基づいて農地課税に戻すことはできないという回答をしていることを加味し、その状況が変わっていない中で、一度出した行政の考え方を覆すことは大きな法改正でもない限り、難しいという話をされており、難航しているところです。

具体的には、両課としては、農地転用届出の効果をなくすような制度があれば、課税変更及び生産緑地追加指定ができるだろうという主張ですが、農業委員会としては、新たに農家の方々にそのような手続を課すような不利益なことは避け、生産緑地地区追加指定基準を改正して、国分寺市など多摩の先進3市に倣うような形で、できるだけご負担をかけないような形でできないものかという考えのもと今検討しているところです。結論としては、今週その打ち合わせを行いました、どうやら6月中旬に都市計画運用指針の改正がありそうなので、その方向性を待ってどのように進めて行くのかといったところを今後さらに詰めていくという形で、3者で合意したところです。現状の報告としては以上です。

【柳澤会長】 東京都の農政担当のほうに追加指定にUターン農地を認めていくようにという報告もあり、方向性を示していますので、ぜひ都市計画課の方でそういう意向を踏まえながら、検討してもらいたいと思います。

【佐藤（英）委員】 今の点で1点、いいでしょうか。その生産緑地の追加指定確かに難しい面はあるのですが、自ら望んで生産緑地に選ばなかった人と、行政からの指導で生産緑地にできなかった人への対応を考慮して頂きたいと思います。

【柳澤会長】 はい、ほかに。 その他事項で何かご意見ありましたら。それでは、これで5月度の総会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

—了—